

公営競技施行団体の指定にかかる審査の継続について

岐阜県地方競馬組合が競馬を行うにあたっては、競馬法第1条の2第2項により、競馬を行うことができる市町村として、笠松町及び岐南町が国の指定を受けているところですが、現在の指定期限が令和3年3月31日であるところ、4月1日からの指定にかかる審査が継続されておりますのでお知らせします。

当組合としましては、引き続き笠松競馬不適切事案検討委員会により調査を行っており、お客様に安心して笠松競馬をお楽しみいただくために厳正に開催できる体制を早急に整え、国から当該指定を受けるための諸手続等に遅滞なく取り組んでまいります。これにより、5月以降の再開を目指してまいりますので、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年3月29日

岐阜県地方競馬組合 管理者